

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を改正する件（案）（下線部分は改正部分）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分（以下「プレストレストコンクリート造の建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十二までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十九に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第二十にそれぞれ指定し、並びに同条第三項の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十三及び第十七に適合する場合においては、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十三、第十四、第十五第一号及び第十七に適合する場合においては、当該構造計算は、同項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第一号イの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十三、第十四、第十五第一号及び第十七に適合する場合、又は第十三、第十四、第十六及び第十七に適合する場合においては、当該構造計算は、同項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同号ロの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十八に適合する場合においては、当該構造計算は、同号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

第一～第十六（略）

第十七 屋根ふき材等の構造計算

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、平成十二年建設省告示第千四百五十八号に定める構造計算によつて風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

第十八 限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

一～二（略）

三 地震による加速度によつて建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び各階に生ずる層間変位を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が、損傷限界耐力（建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力

に対する耐力をいう。以下この号において同じ。）を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）を超えないことを確かめること。

イ 各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位（以下この号において「損傷限界変位」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第二に定める方法により計算すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した損傷限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の固有周期（以下この号及び第六号において「損傷限界固有周期」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第三に定める方法により計算すること。

ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、損傷限界固有周期に応じて令第八十二条の五第三号ハの表に掲げる式によつて計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

ニ 各階が、ハによつて計算した地震力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第五に定める方法により計算すること。

四～五 （略）

六 屋根ふき材、安全上重要である天井（令第八十二条の五第七号に基づき、国土交通大臣が定めるものをいう。）、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号の地震力を考慮して、平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一第一号に定める構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

ロ 安全上重要である天井が、平成十二年国土交通省告示第千四百五十七号第十一第二号の規定に基づく構造計算によつて荷重及び外力に対し構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、平成二十五年国土交通省告示第●●●号第三第一項に定める基準に適合するもの、令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第三第二項第一号に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたもので、第三号の規定により求めた建築物の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、当該認定に係る天井の構造耐力上の安全性を確保できる割合）以下であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

2 （略）

第十九～第二十 （略）